

# 福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 県は、乗合バス事業者等に対して、地域住民の日常生活に必要な生活交通路線である地域間幹線系統バス路線の運行維持を図るために必要な経費について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で国と協調して補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活交通路線

福島県生活交通対策協議会が地域住民の生活に必要と認めた地域間幹線系統バス路線であつて、国要綱に規定する生活交通確保維持改善計画及び被災地域生活交通確保維持計画に基づき運行するバス路線をいう。

(2) 協議会

福島県生活交通対策協議会をいう。

(3) 生活交通確保維持改善計画

国要綱第2条第1号及び第21条に規定する計画であり、国要綱第8条第1項に基づき国土交通大臣（以下「大臣」という。）に申請し、認定された計画をいう。

(4) 被災地域生活交通確保維持計画

国要綱附則第8条に規定する計画であり、国要綱附則第9条に基づき大臣に申請し、認定された計画をいう。

(5) 地域公共交通確保維持事業

生活交通確保維持改善計画に基づき実施される事業をいう。

(6) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業

被災地域生活交通確保維持計画に基づき実施される事業であつて、国要綱附則第4条の規定に基づき東北運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は国要綱別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）の需要に対応して運行する事業をいう。

(7) 利便増進計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画であり、活性化法第27条の17第2項の認定を受けた計画をいう。

(8) 補助ブロック

国要綱別表6に規定する地域ブロックをいう。

(9) 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間をいう。

ただし、要綱第25条第2項の補助金を受けようとする場合については、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間とする。

(10) 輸送量

次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

(11) 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前々々会計年度を含む過去3年間における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額で、国土交通大臣が定めたものをいう。(第4章に係る経常費用を除く。)

(12) 補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用

補助対象事業者の補助対象期間の前々補助対象期間を含む過去3年間における経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を平均して得られた額をいう。(第4章に係る経常費用を除く。)

(13) 補助対象経常費用

補助対象経常費用は、次式によって算出する。

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用×補助対象路線の実車走行キロ

ただし、第2章において、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用×補助対象路線の実車走行キロ

## 第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、国要綱第8条第1項に基づき策定した生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、補助対象事業者が運行する路線であり、別表1に定める基準に適合する生活交通路線とする。

2 前項の規定は、利便増進計画に地域間幹線系統と位置づけられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表8」と読み替えるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表2に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定は、第4条第2項の規定により補助対象事業の特例を受ける系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表2」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。

(補助対象経費の限度額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。

(補助対象路線の要件成否の決定)

第7条 補助対象路線の要件の成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の申請等)

第8条 補助対象事業者が消費税及び地方消費税の納税者であり、消費税及び地方消費税の納税に当たり課税仕入れ税額控除を行った場合は、前条の補助対象経費から、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、その限りではない。

2 前項ただし書の規定において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならない。

3 前項の報告があった場合、知事は、補助対象事業者に対して当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付額)

第9条 国要綱第12条に規定する国庫補助金額(以下「国庫補助額」という。)を上限とし、補助対象経費の額の1/2以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日まで知事に提出しなければならない。

ただし、概算払いをうけようとする場合の提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業等に係る収支予算書は添付を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

補助対象期間に係る運行系統別輸送実績(見込)及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

なお、要綱第12条に規定する実績報告と同時に申請を行う場合は、添付を要しない。

(補助金の変更交付申請)

第10条の2 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業費の20%以内の減額が生じる場合とする。

(申請を取り下げることのできる期日)

第 11 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(補助金の実績報告及び請求)

第 12 条 規則第 13 条に規定する実績報告は、実績報告書(第 2 号様式)によるものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第 13 条第 1 項に規定するその他別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(2) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号)第 2 条第 2 項の事業報告書

3 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第 3 号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 12 条の 2 知事が必要と認めるときは、概算払いができるものとする。

2 補助対象事業者が、前項に基づき交付を受けることができる概算払いの額は、四半期に対応する額を上限とする。

3 第 1 項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、補助対象事業者は概算払請求書(第 12 号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 13 条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(会計帳簿等の整備等)

第 14 条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(補足)

第 15 条 その他事業の取扱いについては、別に定めるものとする。

### 第 3 章 被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者)

第 16 条 補助対象事業者は、次に掲げる者であつて、国要綱附則第 8 条第 1 項に基づき策定した被災地域生活交通確保維持計画に運送予定者として記載されている者とする。

ア 乗合バス事業者

イ 法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

ウ 法第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

エ 法第 78 条第 2 号の自家用有償運送を行う者をいう。

(補助対象路線)

第 17 条 補助対象路線は、補助対象事業者が運行する路線であり、別表 3 に定める基準に適合する生活交通路線とする。

(補助対象経費)

第 18 条 補助対象経費は、補助対象経常費用と補助対象経常収益との差額とする。

2 補助対象経常費用は、乗合バス事業者のキロ当たり経常費用に補助対象路線の実車走行キロを乗じて得た額とする。

(補助金の交付額)

第 19 条 国要綱附則第 13 条に規定する国庫補助額を上限とし、補助対象経費の額の 1 / 2 以内で知事が定める額とする。

(インセンティブ措置)

第 20 条 前条に関わらず、補助対象経費の額が国要綱附則第 11 条に規定する国庫補助内定額の算出基準となる補助対象経費の額を下回った場合は、インセンティブ措置として、国庫補助額と同額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 21 条 規則第 4 条第 1 項に規定する申請書は、第 4 号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助事業等に係る収支予算書は添付を要しないものとする。

3 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

補助対象期間に係る運行系統別輸送実績（見込）及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）

なお、要綱第 22 条に規定する実績報告と同時に申請を行う場合は、添付を要しない。

(補助金の実績報告及び請求)

第 22 条 規則第 13 条に規定する実績報告は、実績報告書（第 5 号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第 13 条第 1 項に規定するその他別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)
- (2) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書
- 3 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第22条の2 知事が必要と認めるときは、概算払いができるものとする。

- 2 補助対象事業者が、前項に基づき交付を受けることができる概算払いの額は、四半期に対応する額を上限とする。
- 3 第1項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、補助対象事業者は概算払請求書(第13号様式)を知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第23条 第8条、第10条の2、第11条、第13条、第14条及び第15条の規定は、本章の補助について準用する。

#### 第4章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

第24条 補助対象事業者は、第3条及び第16条の要件に該当する者とする。

(補助対象車両)

第25条 補助対象車両は、生活交通確保維持改善計画に取得が必要とされた、主に生活交通路線の運行の用に供する車両とし、別表4に掲げる各号すべてに適合する車両とする。

- 2 前項の規定は、第4条第2項の規定により補助対象事業の特例を受ける系統を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受ける期間中に限り、「別表4」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

(補助対象経費の額)

第26条 前条に規定する車両の取得に当たっては、国要綱別表12に示す算出方法により購入に係る車両減価償却費及び金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)を補助対象経費の額とし、別表5に定めるところにより算定した額とする。

- 2 前項の規定は、第4条第2項の規定により補助対象事業の特例を受ける系統を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受ける期間中に限り、「別表5」とあるのは「別表11」と読み替えるものとする。

(補助金の交付額)

第27条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の1/2以内で知事が定める額とする。

(申請書兼実績報告書)

第 28 条 規則第 4 条第 1 項に規定する申請書は、第 7 号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第 25 条第 2 項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合にあっては、「11 月 30 日」とあるのは「2 月 10 日」と読み替えるものとする。

3 規則第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助事業に係る収支予算書は添付を要しないものとする。

4 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定するその他別に定める書類は、補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類とする。

5 規則第 13 条に規定する実績報告は、第 1 項の申請書と兼用する。

(準用規定)

第 29 条 第 8 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、本章の補助について準用する。

## 第 5 章 被災地域車両取得事業費補助金

(補助対象事業者)

第 30 条 補助対象事業者は、第 16 条の要件に該当する者とする。

(補助対象車両)

第 31 条 補助対象車両は、被災地域生活交通確保維持計画に取得が必要とされた車両のうち、主に 福島 12 市町村の需要に応じた生活路線の運行の用に供する車両とし、別表 6 に掲げる各号すべてに適合する車両とする。

(補助対象経費の額)

第 32 条 補助対象車両費の額(福島 12 市町村の需要に応じた生活路線の運行に必要な車両本体及び補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、別表 7 に定めるところにより算定した額とする。

(補助金の交付額)

第 33 条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の  $1/2$  以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 34 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、第 8 号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日まで知事に提出しなければならない。

2 規則第 4 条第 2 項第 1 号に規定する補助事業に係る収支予算書は添付を要しないものとする。

3 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定するその他別に定める書類は、補助対象車両購入費及び補助対象附属品費が分かる書類を提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第 35 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 36 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、第 9 号様式により補助対象車両の購入完了後、20 日以内（当該車両購入が第 34 条の規定により補助金の交付申請をする日の 20 日以前に終了している場合は、当該申請と同時）に知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 37 条 補助対象事業者は、第 36 条に規定する実績報告書に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額の確定通知を受理後、補助金交付請求書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 38 条 補助対象事業者は、耐用年数省令に定める期間内に取得財産を処分することができない。ただし、規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合は、この限りではない。

(準 用)

第 39 条 第 8 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、国要綱第 35 条に基づき、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例措置として実施するものであり、平成 27 年度補助金までの措置とする。
- 3 福島県バス運行対策費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 8 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 11 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 7 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 16 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱の改正は、令和 2 年 11 月 16 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

(令和 2 年度予算に係る地域間幹線系統確保維持費補助金の特例)

- 2 別表 1 ホの 1 日当たりの輸送量が 15 人以上 150 人以下の適用を受ける補助対象系統について、実績輸送量が 15 人を下回った場合でも、補助対象外とすることはない。
- 3 令和 2 年度予算における地域間幹線系統確保維持費補助金に係る補助対象経費の算出においては、同年度に限り、第 2 条第 9 号に定める「輸送量」「平均乗車密度」及び「運行回数」とあるのは、生活交通確保維持改善計画に掲げる表 2 に記載する計画運行回数、計画平均乗車密度及び計画輸送量とし、国要綱第 11 条に定める算定方法に準じ補助額を算定することとする。
- 4 令和 2 年度の補助金の交付を受ける際は、第 12 条第 2 項に定める書類のほか、生活交通確保維持改善計画に掲げる表 2 を提出するものとする。

附 則

この要綱の改正は、令和 3 年 3 月 1 9 日から施行する。

## 福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第15条の取扱いについて

福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条に規定する別に定める内容は、下記に掲げるものとする。

### 記

#### 1 補助対象路線について

- (1) 交付要綱第4条第4号及び第17条第4号の運行回数について、天災その他やむを得ない事情がある場合については、実際には運行を行っていない場合であっても、例外的に運行したものとして算出した値を使用することとする。
- (2) 天災その他やむを得ない事情がある場合は、次のとおりとする。
  - ・地震、津波、台風、洪水その他の天災に起因する場合
  - ・交通事故に起因する場合
  - ・交通規制に起因する場合
  - ・国、地方公共団体その他の行政機関からの要請に起因する場合
  - ・感染症の流行、ストライキその他の原因による乗務員、運行管理者、整備管理者その他の運行上必要な従業員の一時的な不足に起因する場合
  - ・天災等に伴う燃料の供給の不足に起因する場合
  - ・その他福島県知事がやむを得ない事情による運休と認める場合